

社会福祉法人 親隣館 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人親隣館の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- 3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- 4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員等に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員（継続かつ定期的に就業するもの）については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等については、当規程5条、6条、7条、8条の通り支給する。

(常勤役員報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、当法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準を考慮し、評議員会の承認を受けて決定し、支給するものとする。変更しようとするときも同様とする。

- 2 報酬については、別表1に定める額の範囲内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の名を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができ

る。

- 2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の名を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬等の支給方法）

第10条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、定

める時期とする。

2 常勤役員に対する報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与規定に準じた日とする。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、または、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務に当たった日ごとに支給する。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

第11条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、理事会評議員会の出席報酬は支給しない。

(役員等の職務証跡)

第12条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

第12条 役員等は、法人職務証跡資料として、記録（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第13条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

この規定は、令和4年4月1日より適用する。

別表1 常勤役員報酬

	月額限度額	年間限度額
理事長	500,000 円	6,000,000 円

別表2 役員報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
評議員会出席報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
苦情対応第三者委員	税抜5,000円	税抜5,000円

*源泉所得税課税後の金額とする

別表3（日額）

名 称	報 酬	実費弁償額
理事長業務報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
理事及び評議員業務報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
監事監査指導報酬等	税抜5,000円	税抜5,000円
苦情対応第三者委員	税抜5,000円	税抜5,000円

*源泉所得税課税後の金額とする

別表4（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	実 費	税抜5,000円	実 費

*源泉所得税課税後の金額とする